

第1回岩沼市復興整備協議会出席者

復興整備協議会の構成員として加える者			会議の構成員として指名される職員	
(特区法第47条第2項第1～2号)			(特区法第47条第5項)	
号		協議会の構成員として加える者	会議の構成員として指名される職員	会議の代理出席者
1	被災関連市町村の長	・岩沼市長	副市長	
			総務部長	
			市民経済部長	
			建設部長	
2	被災関連都道府県の知事	・宮城県知事	震災復興・企画部長	震災復興・企画総務課長
			農林水産部長	農業振興課長
			土木部長	復興まちづくり推進室長
				建築宅地課長
	住宅課長			
(特区法第47条第3項第1～3号)			(特区法第47条第5項)	
号		協議会の構成員として加える者	会議の構成員として指名される職員	会議の代理出席者
1	国の関係行政機関の長	・内閣総理大臣	復興局長	復興局参事官
2	復興整備計画及びその実施に関し密接な関係を有する者	—		
3	その他被災関連市町村等が必要と認める者	—		
(特区法第47条第4項第1～23号)			(特区法第47条第5項)	
号	協議内容	協議会の構成員として加える者	会議の構成員として指名される職員	会議の代理出席者
8	2ha超の農地転用の協議	・農林水産大臣	農林水産省東北農政局長	農村計画部農村振興課長
19	集団移転促進事業	・国土交通大臣	国土交通省都市局長	都市安全課安全企画調整官